

平成30年村上市議会第4回定例会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

平成30年12月4日（火曜日） 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第 21号 専決処分の報告について
- 第 5 議第124号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第125号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第126号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第127号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 議第128号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について
- 議第129号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第130号 村上市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議第131号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第132号 村上市ことばところの相談室条例を廃止する条例制定について
- 議第133号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 7 議第135号 し尿処理に関する事務の委託の廃止について
- 議第136号 し尿処理に関する事務の委託について
- 議第137号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第138号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 8 議第139号 市道路線の認定について
- 議第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 9 議第141号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第5号）
- 第10 議第142号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第143号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第144号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第145号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第146号 平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第147号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議第 1 4 8 号 平成 3 0 年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議第 1 4 9 号 平成 3 0 年度村上市上水道事業会計補正予算（第 1 号）

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報第 2 1 号 専決処分の報告について

日程第 5 議第 1 2 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第 1 2 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第 1 2 6 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第 1 2 7 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 6 議第 1 2 8 号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について

議第 1 2 9 号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第 1 3 0 号 村上市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について

議第 1 3 1 号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定について

議第 1 3 2 号 村上市ことばとこころの相談室条例を廃止する条例制定について

議第 1 3 3 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第 1 3 4 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

日程第 7 議第 1 3 5 号 し尿処理に関する事務の委託の廃止について

議第 1 3 6 号 し尿処理に関する事務の委託について

議第 1 3 7 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第 1 3 8 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

日程第 8 議第 1 3 9 号 市道路線の認定について

議第 1 4 0 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

日程第 9 議第 1 4 1 号 平成 3 0 年度村上市一般会計補正予算（第 5 号）

追加日程第 1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

日程第 1 0 議第 1 4 2 号 平成 3 0 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 2 号）

議第 1 4 3 号 平成 3 0 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議第 1 4 4 号 平成 3 0 年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議第 1 4 5 号 平成 3 0 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

- 議第146号 平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
 議第147号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
 議第148号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
 議第149号 平成30年度村上市上水道事業会計補正予算(第1号)

○出席議員(23名)

1番	小杉武仁君	2番	河村幸雄君
3番	本間善和君	4番	鈴木好彦君
5番	稲葉久美子君	6番	渡辺昌君
7番	尾形修平君	9番	鈴木いせ子君
10番	本間清人君	11番	川村敏晴君
12番	小杉和也君	14番	竹内喜代嗣君
15番	平山耕君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	小田信人君
19番	長谷川孝君	20番	小林重平君
22番	大滝国吉君	23番	大滝久志君
24番	山田勉君	25番	板垣一徳君
26番	三田敏秋君		

○欠席議員(2名)

8番	板垣千代子君	21番	佐藤重陽君
----	--------	-----	-------

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	佐藤憲昭君
財政課長	田邊覚君
政策推進課長	東海林豊君
自治振興課長	大滝寿君
税務課長	建部昌文君
市民課長	尾方貞一君
環境課長	中村豊昭君

保健医療課長	信	田	和	子	君
介護高齢課長	小	田	正	浩	君
福祉課長	山	田	和	浩	君
農林水産課長	大	滝	敏	文	君
地域経済 振興課長	川	崎	光	一	君
観光課長	竹	内	和	広	君
建設課長	伊 与	部	善	久	君
都市計画課長	山	田	知	行	君
下水道課長	早	川	明	男	君
水道局長	川	村	甚	一	君
会計管理者	松	田		明	君
農業委員会 事務局長	鈴	木	美	宝	君
選管・監査 事務局長	佐	藤	直	人	君
消防長	長		研	一	君
学校教育課長	木	村	正	夫	君
生涯学習課長	板	垣	敏	幸	君
荒川支所長	小	川		剛	君
神林支所長	石	田	秀	一	君
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	斎	藤	一	浩	君

○事務局職員出席者

事務局長	小	林	政	一
事務局次長	大	西	恵	子
係長	鈴	木		涉

午前 9時58分 開会

○議長（三田敏秋君） 改めまして、おはようございます。ただいまの出席議員数は23名です。欠席の届け出のある者2名です。定足数に達しておりますので、これから平成30年第4回定例会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。本日、平成30年村上市議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には公私ともにお忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日提出いたしました議案は、専決処分の報告1件、人事案件4件、条例の一部改正4件、条例の廃止1件、指定管理者の指定5件、事務の委託の廃止1件、事務の委託1件、市道路線の認定1件、補正予算9件の合わせて27件であります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶いたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、12番、小杉和也君、14番、竹内喜代嗣君を指名いたします。ご了承願います。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

最初に、議会運営委員会委員長から本定例会の会期日程案及び議案の取り扱いについてを報告をお願いします。

議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 尾形修平君登壇〕

○議会運営委員長（尾形修平君） 改めまして、おはようございます。それでは、会期日程案及び議案の取り扱いについて申し上げます。

平成30年第4回定例会の会期及び議案の取り扱いを協議するため、去る11月27日午前10時から市

役所第1委員会室において、委員8名、議長、各常任委員長、総務課長、総務課参事並びに議会事務局長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。その協議内容と結果についてご報告いたします。

会期については、本日12月4日から21日までの18日間といたしました。

審議日程につきましては、本日の本会議で諸般の報告の後、即決事件の審議を行い、採決の後、残る議案の上程を行い、それぞれ提案理由の説明を求めた後、各委員会へ付託いたします。また、一般会計補正予算に係る審査については特別委員会を設置し、これを審査することといたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、6日、7日、10日の3日間は本会議を開催し、一般質問を行います。

委員会審査については、特別委員会の設置により12日は総務文教常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会を開催し、13日は市民厚生常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会、14日は経済建設常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会をそれぞれ開催いたします。特に一般会計予算・決算審査特別委員会では、各常任委員会の所管部分について分科会ごとに付託議案の休会中審査をお願いいたします。

したがいまして、各分科会での審査を総括するため、18日には全体会を開催し、各分科会長から審査報告を受けた後、採決を行い、一般会計予算・決算審査特別委員会の審査をご決定いただきます。

そして、21日は本会議を開催し、各委員長から委員会の審査報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は、当日審議を行い、即決といたします。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。今定例会は、請願・陳情の議案はありません。

理事者提案の議案の取り扱いについて、以下議案名を省略させていただきますが、報第21号の専決処分報告については単独上程、質疑の後、報告を終わります。

次に、議第124号から議第127号までの4議案については一括上程とし、一括質疑の後、人事案件につき討論を省略し、それぞれボタン式投票による即決といたします。

次に、議第128号から議第134号までの7議案については一括上程、一括質疑の後、総務文教常任委員会へ付託します。

次に、議第135号から議第138号までの4議案については一括上程、一括質疑の後、市民厚生常任委員会へ付託いたします。

次に、議第139号及び議第140号の2議案については一括上程、一括質疑の後、経済建設常任委員会へ付託いたします。

次に、議第141号 平成30年度村上市一般会計補正予算(第5号)については単独上程、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置いただき、付託いたします。

次に、議第142号から議第149号までの平成30年度村上市各特別会計補正予算並びに上水道事業会

計補正予算の8議案については一括上程、一括質疑の後、議第142号は総務文教常任委員会へ、議第143号から議第145号までの3議案は市民厚生常任委員会へ、議第146号から議第149号までの4議案については経済建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

次に、一般質問の通告は11月29日正午で締め切ったところ、14名の通告がありましたので、6日、7日はそれぞれ5名、10日は4名が3日間の日程で本会議において一般質問を行うことといたします。

最後に、討論の通告の提出期限は19日、その他意見書の提出期限は11日のそれぞれ正午までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会の協議内容と結果についての報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により、本日から12月21日までの18日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月21日までの18日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

最初に、9月30日台風24号の通過による避難対応及び避難所開設の状況についてであります。9月30日深夜から10月1日にかけて本市に最接近する台風24号の影響を考慮し、災害警戒本部会議において午後3時に避難準備・高齢者等避難開始を市内全域に発令することを決定し、防災行政無線及び緊急速報（エリアメール）で避難の周知を図りました。これに伴いまして、市内で12カ所の避難所を開設いたしました。避難者の内訳といたしましては、男性43人、女性143人、計186人、うち65歳以上の方は174人でありました。その後、10月1日午前5時15分には暴風警報が解除され、午前7時には避難準備・高齢者等避難開始を解除をいたしました。幸いこの台風24号の通過による市有施設等の被害の報告はありませんでした。

次に、災害の発生状況であります。平成30年第3回定例会でご報告申し上げた以後、配付報告書

のとおり火災は建物火災 3 件、林野火災 1 件で計 4 件であります。

次に、寄附の申し出についてであります。寄附につきましては配付資料のとおりであり、多くの善意が寄せられました。ふるさと村上応援寄附金につきましては、本年 8 月から 10 月までの間に 5,996 件、総額で 9,694 万 2,000 円の申し込みを受けることができました。また、企業版ふるさと納税寄附金につきましては 4 件、金額で 290 万円のご寄附をいただいたものであります。深く感謝申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

10 番、本間清人君。

○10 番（本間清人君） おはようございます。今市長からご報告ありました、ふるさと村上応援寄附金についてでありますけれども、かなり多くの善意の方からご寄附をいただいているなということを感じております。8 月 1 日から 10 月 31 日までで合計約 6,000 件、それで金額も約 1 億円近くまで寄附をいただいているということに関して、ただ今ふるさと納税に関しまして、総務省から通達やいろいろありました。その中で、5 割返金を 3 割にしるとかいろんな網かけもかかっている中で、ふるさと納税に関しましては受け付けをしないという自治体も出ているように聞いております。村上市の今の考え方、これから 5 割返礼を 3 割以内にきちっと総務省通達どりにするのか、それを言うことを聞かずに、うちはうちで 5 割はずっと続けますよなんていう自治体もあるみたいですし、その辺の村上市の方向性を教えていただきたいなと思っています。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） ふるさと応援寄附金につきましては、これまで総務省のほうからたびたびご通知をいただいております。村上市もふるさと応援寄附金、この制度を活用しようというふうに現在姿勢のほうをシフトさせておりますので、引き続きこれは継続をさせていただきたいというふうに思っておりますが、既に昨年総務省から通知のあったものにのっとりまして、昨年の 10 月から返礼品を 3 割といたしております。しかしながら、そういう状況にあるにもかかわらず、相当数ふえているというのは、これはまさに村上市を応援してくれている方がどんどん、どんどん広がっているなということを強く感じておりますので、その方々にさらに愛していただけるような村上市づくりをしていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10 番（本間清人君） ありがとうございます。

それと、この 4 番目に出ております企業版のふるさと納税であります。今回の定例会閉会中の間に 4 件、290 万円とありますが、これは現在までで、ことし 30 年度の企業版ふるさと納税に関しまして大体何件で、総額幾らというのは、市長は手元にお持ちでありますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） 平成30年度の現在の実績としましては8件、630万円になってございます。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） よく寄附金等ですと、これは福祉事業に使ってくださいとか、もしくは教育事業に使ってください、そういったことを指定しながら寄附という形をする方もいらっしゃるわけでありまして、例えばこういうふるさと納税の中での企業版という形になると、金額的にも普通の方みたいに5,000円だとか1万円とかより、やっぱりちょっと結構金額的にも1件当たりが張ると私は思っているのです。その中で、その分県内であったり、県外の村上市税務署管内外の企業の方からそういったのを村上市さんにと来た場合に、大体が社長さんが村上の出身だったりとか、そういう方も結構多いかと思うのです。その企業版のふるさと納税の場合は、例えば村上市さんに100万円、今回も10万円、30万円、200万円、50万円と、こうあるわけですが、その金額を納税する際に、これは今村上市さんでやっている事業のここに使ってくださいねとか、そういうことの指定とかというのはできるものですか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） この企業版ふるさと納税、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業につきましては、総務省の認定を受けまして（……部分は33頁に発言訂正あり）取り組んでおる事業でございまして、スケートボードの聖地創造というようなことで事業を認定いただいておりますので、あくまでもスケートパークの整備事業に活用させていただくという目的でご寄附をいただいております。

○10番（本間清人君） そうなのですか、わかりました。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報第21号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、報第21号 専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第21号につきましてご報告を申し上げます。

本案は、50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項であるため専決処分をしたものであります。

平成30年8月9日、村上市上助測地内神納東小学校グラウンドにおいて、職員が刈り払い機で草刈り作業中、飛び石によりグラウンド脇の職員駐車場に駐車してある相手方車両のリアガラスとバックドアパネルを損傷させたものであります。職員の過失により発生したものであり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、車両修繕費及び代車費用として23万3,921円を賠償するものであります。

このたび示談が成立したことから、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 伺います。

私どもの地元で大変恥ずかしいことなのですけれども、この件についてはたびたび今までもあったことですし、今回これだけの金額、23万3,921円、これだけの金額になるには相当な、ある程度的高级車でもありますし、そのときの状況をまず教えていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（木村正夫君） その8月9日というのが夏休み期間中でありまして、朝9時ごろから草刈りを行っておりました。当初その駐車場には車がおりませんでした。子どもが個別学習で保護者が送ってきたときにその駐車場にとめた。そして、たまたま最初の草刈りの段階ではちょっと駐車されていなかったのですが、その草刈り作業中にそういった車がとめられて、そこに飛び石がぶつかったということがございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） ただ、リアガラス割れただけではこれだけの金額、普通はばりんといかないで、ある程度そういうふうな今の車の仕組みになっているわけなので、ばらばらと網々みたいに固まってなるのですけれども、移動したりするとそういうのが傷つくわけなので、そのときすぐ手当てさえしてもらえばこれだけの金額にはならないと思いますし、その辺は今詳しい話は聞かなかったのだけれども、とにかくこういった事例がたくさんあるわけで、この前も教育長のほうからそういうことは徹底して起こさないようにしますというような答弁を受けたのですけれども、学校関係では、教師は教師なりの会合あつたりしているいろいろあると思うのですけれども、この用務員さん等のそういった、いろいろな注意したり、そういう会議とかもないと思うので、用務員さんの徹底するようなことをどんなふうに行っているのですか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（木村正夫君） 飛び石対策については、数年前も結構ありましたので、学校教育課から各学校に対して飛び石対策、5月にこういったことをしないように、それに対してはこういう対策をなささいという通知を出しております。また、定例会の校長会がございますので、そのときにもしっかりとそういった飛び石対策を行うよう指示してきたところです。ただ、今議員がおっしゃら

れましたように、今後やはりこういった事例をちょっともとに研修会を開催をしたいというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 私も前々から、一般の企業ですと朝礼といいますか、ミーティング、現場でもミーティングします。その日のうちに書面で、きょうはどんな危険が潜んでいるのかというようなことをちゃんと報告して、それに対してこういう対策をした仕事をしようということ、しようというようなことをやっているのです、もう何年も前からやっているのです。ですから、そういったこともしなくてこういうふうになったと思うのですけれども、例えば最初からその草刈りする付近の駐車場には車がとまらないように幾らでもできるのです、ほかの土木工事とか、現場はみんなそうやっています。ですから、これから十分にそういうことを気をつけて徹底していただきたいと思います。

以上で終わります。答弁ありましたら。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 議員ご指摘のことはもっともだと思って、常日ごろ指導していたところではあります。今後さらに用務員一人の行為に任せることなく、事前にきょうはいついつ、どこどこ草刈りする、そのためにここに車をとめてはいけなとか、移動しなければならぬとか、看板等立てるとか、そういうことを徹底して、二度とないように十分心がけるよう、管理職ともども強く指導してまいります。

○17番（木村貞雄君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） まず、第1点目は、学校用務員さんが草刈り機という形になっておりますが、たびたび今学校教育課長からも言われているように出てくる案件なわけです。この学校用務員というその身分というか、その中には多分いろいろあると思うのです。学校というのは村上市立であります、職員さんは県職でありますし、用務員さんの中でも市の職員もいれば、臨時採用の方もいるし、もしくは外部委託されているところもあろうかと思うのです。例えば草刈りする際にはシルバー人材に頼んでいるようなところも当然あろうかと思うのです。このたびのこの学校用務員さんは、この学校の中ではこういった身分、また市の中ではこういった身分だったのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（木村正夫君） 技能員については市の職員であります。正規職員と臨時職員がおりますが、今回については臨時職員でございました。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） そういった正規職員が起こした賠償と臨時職員が起こした賠償も、別に賠償について差があるわけではないでしょうから、市の責任を負うには全額、例えば市が補償するとい

うのは、それは当たり前なのでしょうけれども、たびたびこういうのがありますよね。そのたびに教育長は、前回のときに何とおっしゃったかという、今国道なんかで国土交通省がやっているこういった草刈り行為のときには、必ずコンパネ立てていますよ。そのときに教育長は、そういった処置をとるなり、今後このようなことが二度とならないよう徹底しますと多分言っているはずなのです。それがまた結局2度、3度とかと起きてきているということに関しては、徹底させますとか、校長会で言います、指導して通達していますなんて、それがなっていないわけだからこういうこと起きるわけではないですか。それを今後どうしますとかばかりではなくて、ご自分が反省しなければいけないのではないですか、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 本当に校長会のたびに指導しているところですが、昨年度はございませんでした。私、昨年12月の校長会の指導記録を見ましたら、まず昨年なくてありがとうございますと、なお重ねてちゃんと指導するようにお願いしますということを述べていました、きょう見ましたら。本当に繰り返し、繰り返しやはり指導していかなければ事故はなくなると思います。そういうことで、私も責任を感じているところですが、これは言いわけではございませんが、やっぱりコンパネ立てて、2人以上で作業するということが、なかなか学校の人手不足の中ではできないということも事実なのですが、前回そのようなこともお話ししましたので、今後そのような行為も、でき得る限りやるということで未然防止に努めていかなければならないと思っております。本当にさまざまな面で工夫できること、事故防止につながるようなことを再度学校を挙げて確認していかなければならないと思っております。本当に申しわけありませんでした。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 私たまたまなのですが、例えば私の今近くにあります村上南小学校なんかの夏休みの職員の車は、ご存じのように本当であれば職員駐車場は県営住宅の脇に列になってあるわけですが、ところが、夏休みなので生徒さんが来ないから、先生方は大体夏休みの期間その駐車場にとめずに、正面玄関のあのスペースにとめるのです。だから、何を言いたいかという、例えば駐車場の草刈りをする場合に、そのように別の場所に全台が移動していれば、このようなことは未然にないわけ。例えば8月9日が、さっきおっしゃったように夏休み期間中だということは、職員の駐車場が例えばグラウンドに行こうが、正面玄関に行こうが、何ら本当は問題ないはずだったのです。ただ、未然にそういった、先ほど木村議員もおっしゃいましたけれども、そういった作業があるのだということが周知徹底させれば、その車は全台、きょうこのスペースを草刈りしますのでこれをずらせばいいだけの話なのです。そのことに関して、また校長先生を経験された教育長よくわかりますように、教頭先生と校長先生は一緒には異動はしません。でも、去年はなかった、でも、その校長さんは徹底されたけれども、その校長さんの中でことし転勤になった方はそのことを引き継いでなかったら、去年はこういったことを徹底したのにというのが変わってしまうわけで

す。そのこともやっぱり徹底していかないと、その場合は教頭先生がかわりになって、こういうことが去年徹底された、指導がありました、またこういった事例もあったので、校長先生、このことについては頭の中に入れて今後対応してくださいということを引き継いでいかなければいけない。そのことについて、やはりもう少しお考えになっていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） おっしゃるとおりだと思います。今後先ほど述べたように、学校全体挙げてということを行いましたので、管理職のみならず、もちろん管理職中心ですけれども、のみならず徹底、繰り返し徹底させてまいります。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第5 議第124号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第125号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第126号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第127号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第124号から議第127号までの4議案は、いずれも人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第124号から議第127号までの4議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、いずれも人権擁護委員の推薦につきまして議会のご意見を求めるものであります。本市区域に法務大臣から委嘱されております人権擁護委員のうち、4人の方が平成31年3月31日をもって任期満了となりますので、議第124号におきましては小田寛三氏を、議第125号におきましては菅原尚子氏を、議第126号におきましては渡辺幸雄氏を、議第127号におきましては伊與部久子氏を適任と考え、引き続き推薦するものであります。略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては3年間となっております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに採決をしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないでボタン式投票により採決いたします。最初に、議第124号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第124号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。次に、議第125号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第125号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。次に、議第126号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第126号は原案のとおり同意することに決定いたしました。最後に、議第127号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第127号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第6 議第128号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について

議第129号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例制定について

議第130号 村上市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定
について

議第131号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定について

議第132号 村上市ことばところの相談室条例を廃止する条例制定につい
て

議第133号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第128号から議第134号までの7議案を一括して議題といたしま
す。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第128号から議第134号までの7議案につ
きまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第128号は、村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定についてであります。複雑
多様化する子育て世代の相談や支援体制の強化及び相談窓口の一本化を図るため、現在の福祉課を
こども課と福祉課に分課しようというものであります。こども課におきましては、家庭児童相談室
と教育委員会所管のことばところの相談室の所管がえを行い、児童・生徒の障害児教育だけでなく、
子どもの発達支援体制の充実を図っていくことといたしております。また、福祉課におきま
しては、介護高齢、保健医療との連携を強化し、福祉総合相談窓口を設置しようというものであり
ます。

一方、管理部門におきましては、硬直化している財政状況を克服し、財政計画に基づいた総合
的な行財政運営を推進するため、財政課と政策推進課の企画政策室と統計業務部門を統合し、新たに
企画財政課とするとともに、マイナンバーの包括的な高度利用を推進するため、現在所管してあり
ます政策推進課の情報化推進室を総務課に統合しようというものであります。

次に、議第129号は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例制定についてであります。福祉課に設置されます福祉総合相談窓口に複合化・複
雑化した課題に的確に対応することを目的として、相談支援包括化推進員を配置し、その推進員の
報酬を規定するため改正を行おうというものであります。

次に、議第130号は、村上市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定についてであ
ります。本案は、平成31年3月に閉校する塩野町小学校に併設している塩野町学校給食共同調理場
を閉鎖し、本調理場が提供していた給食を村上東中学校の調理場を共同調理場化して提供しようと

するものであります。

また、来年度統合のため調理場の拡張工事を行う西神納小学校について、砂山学校給食共同調理場から配送を受けるため対象校に含めるほか、各調理場の対象校を統合後の学校名に変更するものであります。平成32年4月には神林地区小学校の統合が行われることから、砂山学校給食共同調理場及び神納学校給食共同調理場が、それぞれ新・平林小学校と新・神林中学校の単独調理場となるため、共同調理場から除く改正をあわせて行おうというものであります。

次に、議第131号は、村上市公民館条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、現在建設中の荒川地区公民館の供用開始に伴い、各施設の使用料金を定めようとするものであります。

なお、新施設の供用開始は来年5月1日を予定しているところであります。

次に、議第132号は、村上市ことばとこころの相談室条例を廃止する条例制定についてであります。ことばとこころの相談室につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき条例で設置しておりましたが、平成31年4月1日からの組織の一部見直しにより、教育委員会の事務からこども課の事務に移管することと計画しておりますことから、本条例を廃止しようとするものであります。

なお、新たな条例の制定につきましては、行政部門に移管されたことにより、法令等による設置義務はなくなりますが、子どもの発達支援や未就学時の相談・指導の充実に努め、さらなる運営の拡充を図ることといたしております。

次に、議第133号及び議第134号の2議案につきましては、平成31年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について、議会のご議決をお願いするものであります。指定につきましては、いずれも公募によらず指定しようとするものであります。

議第133号では、荒川総合体育館のほか5施設の荒川地区体育施設関係をNPO法人サンスマイルあらかわに、議第134号では、山北総合体育館ほか7施設の山北地区体育施設関係を特定非営利活動法人さんぼくスポーツ協会に、いずれも3年の指定管理期間で指定しようとするものであります。

また、現在指定管理施設としている荒川温水プールにつきましては、老朽化が進み休止の状態となっていることから、このたびの指定からは除いております。

なお、選定の経過、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示しをいたしましたので、あわせてご参照をお願いいたします。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

14番、竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、2点ほど質問申し上げたいと思います。

最初に、議第130号に、学校給食の調理場の設置条例が変わるということで、神林地区の小学校は小学校、中学校は中学校ということで調理場が統合されると、そこから各小学校、中学校に、中学校は一つになるわけですから、ということなのですが、考え方で、自校方式ということを目指してやってきたのですが、子どもの減少でこういう形になるということだとは思われるのですが、それでいいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（木村正夫君） 自校方式または共同調理場方式、その地域によって考え方がいろいろ、その地域事情によって判断をしております。神林地区におきましては、平成31年度は共同調理場がございますが、今度統合すると自校方式に変わっていくというような方向であります。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） それと指定管理、議第134号、これ質疑してもいいわけですよ。

○議長（三田敏秋君） いいですよ。

○14番（竹内喜代嗣君） お伺いしたいのは、指定管理に持っていくわけですけども、いわゆる村上市の業務を指定管理者に委託をされていくということなのですが、その場合に人材派遣法がかえられて、その徹底のために厚生労働省が通知を出しています。違反の事例もこのようにということで挙げられているのですが、例えば労基法が遵守されていることが基準に定められているわけですけども、労基法遵守、働く時間とか賃金とか、賃金は最低賃金以上ならいいなんていう議論もあるのですが、私はそうは思いませんが、それから3年以上勤務されている方、あるいは指揮命令を受けて働いている方がいた場合に、5年以上いけば本人の申し出により直接雇用の義務が発生するとか、そういう指摘があるのですが、これらについては当然遵守されていくということだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） 今回の件だけではございませんが、指定管理の指定につきましては、選定委員会のほうにご提案を申し上げておるところでございますし、その団体さんから指定申請書ということで詳細な計画書を提出いただいております。それらの中できちんと対応されているというふうに認識しております。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 指定管理のことでお伺いしますが、この指定管理が繰り返されているような場合に、仮にふさわしくないような状態を確認する手段、私は監査は当然市の監査がいいのではないかなと思うのですが、どのようにやられているのでしょうか、それだけお聞きして終わります。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） 指定管理の団体のほうからは、毎月定例で実績等を報告いただいておりますし、適宜行政のほうから意見聴取とかやってございますので、適正に活動、そして運営さ

れているというふうに認識してございます。

○14番（竹内喜代嗣君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第128号から議第134号までの7議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第7 議第135号 し尿処理に関する事務の委託の廃止について

議第136号 し尿処理に関する事務の委託について

議第137号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第138号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第135号から議第138号までの4議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第135号から議第138号までの4議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第135号は、し尿処理に関する事務の委託の廃止についてであります。本市の荒川地域におきましては、平成25年4月1日から収集及び運搬を除くし尿処理に関する事務について、胎内市に委託をいたしておりますが、し尿処理を委託をしている胎内市の清掃センターが平成31年3月31日をもって廃止となることから、地方自治法第252条の14第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定によりご提案するものであります。

なお、廃止後の荒川地域のし尿処理につきましては、村上市し尿処理場で処理することとなります。

次に、議第136号は、し尿処理に関する事務の委託についてであります。本案は、本市と同様に関川村が平成25年4月1日から胎内市へ委託をしてきた収集及び運搬を除くし尿処理に関する事務について、同市への事務委託が平成31年3月31日をもって廃止となることから、その後の関川村のし尿処理について、本市に対しまして事務委託の要請を受けていたところであります。このたびその協議が調いましたので、本市が関川村のし尿処理に関する事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定によりご提案をするものであります。

次に、議第137号及び議第138号の2議案につきましては、平成31年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について、議会のご議決をお願いするものであります。指定につきましては、いずれも公募によらず指定しようとするものであります。議第137号では、さんぼく森のなかよし学童保育所を特定非営利活動法人おたすけさんぼくに、指定管理期間5年で指定しようとするものであります。

また、議第138号では、上海府デイサービスセンターをささえあいコミュニティ生活協同組合新潟に、現指定期間に引き続いて5年の指定管理期間で指定しようとするものであります。

なお、選定の経過、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示しをいたしましたので、あわせてご参照をお願いいたします。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） 委員会付託をされるのですが、ちょっと所管外で、前の審査のこともあるので若干ちょっと確認させていただきたいのです。議第137号及び138号のこの公の施設に係る指定管理者の指定についての部分なのですが、今市長のほうから上程された理由の中に、公募によらない今回指定管理になるわけではありますが、この上海府デイサービスさんなんかに至っては、一度この業者さんというか、この指定管理者となる団体は、ずっとこの指定管理をしたのではなくて、途中で多分かわったのだと私は認識しているのです。その前の指定管理者は違っていたはずなのですが、それが今回そういった公募しないでこの団体に限定していくということについて、どのようなことが一番の要因であるかというのをちょっとお聞きしたいなと思うのですけれども。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） お答えします。

上海府デイサービスセンターが指定管理になってからはこの業者でかわっておりません。その前は社協のほうで委託という格好でやっていたけれども、指定管理になってからはこちらの業者でございます。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） また、山北の学童保育所に関しても公募によらないという形で行っているわけですが、公募によらない指定管理の施設と、公募にどんどんしていったって、3年だったり、5年だったり、10年、その指定管理者によっては長くしてほしいとかなんていう要望書もあったり、前したような記憶にあるのですけれども、その振り分けみたいのには何かあるのでしょうか、公募によらないものと公募にしなければいけないみたいな部分というのは。例えば今回の山北の学童保育なんかには、ほかの学童保育なんかは別に指定管理にはしていませんよね。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（山田和浩君） ほかの学童保育となりますと、神林の学童保育は今指定管理で行っております。山北のほう、平成21年度から受託という形では出しているわけなのですが、その当時から同じ、今のおたすけさんぼくさんということでやっている経緯がございます。その当時、ではどうだったかという話になりますと、今すぐお答えできないところがありますけれども、やはり受ける団体が地元にあるかどうかというような点も一つの大きな理由なのかなというふうには感じております。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） たしか当時私、委員会で山北の旧学校だったか、保育園だったか、場所、当時古い建物でしたよね、そこを視察というか、閉会中事務調査で行って、この加藤さんとかともお話ししたこともあって、その取り組みについてもいろいろお聞かせいただいてよかったのですが、先ほど上海府、ほかは違うわけではないですか、今後その学童保育の考え方、今こども課とか、そういった中で分割され、またその子どもについて、その保育園とかも今後は本当は一律、学校教育課のほうでなればいいのかないかなんていう意見もいろいろあったりした中で、福祉課の考え方としては、今後地元はその受け入れ態勢がある団体さんがあればという話ですけれども、どういう方向性で行くのでしょうか、学童保育そのもの自体。例えば南町学童保育所であったり、瀬波学童保育所というああいう施設が別館であるわけではないですか、本当は学校内にそのことがあれば一番いいのだろうけれども、その運営を今後は本当に委託してくれるようなところがあれば、全部このような形での指定管理に本当は持っていきたいのか、その辺ちょっとお聞きしたいなと思うのです。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（山田和浩君） 保育園のほう、今一つ指定管理ということであらかわやっておりますけれども、ほかの保育園についても指定管理の道というのは探っていかなければいけないなというふうに考えております。学童保育所についてですけれども、それは今現段階で具体的に方向性が定まってはまだいない部分なものですから、これからは方向性を定めていかなければいけないのかなというふうには感じております。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第135号から議第138号までの4議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

議第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第139号及び議第140号の2議案を一括して議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第139号及び議第140号の2議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第139号は、市道路線の認定についてであります。道路用地としてご寄附をいただいた村上地区新町地内の1路線を新たに認定するものであります。

次に、議第140号は、平成31年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について、議会のご議決をお願いしようというものであります。指定については、公募によらず指定しようとするものであり、村上駅前観光案内所を村上市観光協会に、現指定期間に引き続いて5年の指定管理期間で指定するものであります。

なお、選定の経過、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示しをいたしましたので、あわせてご参照をお願いいたします。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） 1点、市道路線の認定についての基本的な考え方をちょっと確認したいのですが、私も前所管の委員会でしたので、その委員会審議の中でいろいろ伺った中でわかるのですが、4メートル以上、50メートル以上、そういった規定なのですが、例えば幹線と幹線を結ぶこのような新町のやつに関しては、そういったものを問わないで、やっぱり生活道路として認定していいということも理解はいいのです。例えば話をします。固有名詞を出していいのかわかりませんが、パパサンキューさんと旧ケーキ屋さんがあった間の道路ありますね、あそこは開発行為となりまして、佐藤工業さんなのですけれども、開発しました。それがちょうど突き当たりの袋小路になっておりますので、右側から行きますと紙風船さんとエルフさんというお店がある、あの通りは私道なのです、佐藤工業さんのもの。ところが、やっぱり側溝であったり、今度下水道の管理になりますと、あそこを本当は市道路線認定に、市道にしてほしいのだという部分なのだ、今ご相談を受けているそのお店側の方から、この間も道路がちょっと陥没したりして、調べたらあそこは私道であったということですから、市で直すわけにはいかないのという話なのです。業者さんとしては、今後市に売るといふ感じ、買ってくれなんていうことはなかなか難しいわけではないですか、買ってまでその道路を市道認定をするという、でもあれだけの建物も買ったりしているような行政

がいる中で、今後そういった形の考え方はどうなのでしょう。買ってでもやっぱり市道路線の認定をしなければいけない場所は当然あるかと思うし、でもやっぱり今までどおり寄附行為でずっと来ているのだから、買ってまでは市道路線はできない。では、寄附行為であれば、どんなところであっても市としてはその寄附行為としてもらうという考え方でいいのか。いや、ここはちょっと市では幾らくれるといっても要りませんよということができるのか、その辺の考え方はどうなのでしょう。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（伊与部善久君） 議員おっしゃるような道路の性格とか、そういったことも当然考慮していかないといけないというふうには考えてございますが、当然買収してまでもやらないといけない道路というのは、当然市のほうで市道整備としてつくっていくことも原則として考えています。それを民間企業の方が開発されて道路つくって、それを後から買収するというような、ある意味人家連担とか何かあれば、当然市道と同じ位置づけではないかというような話はあるかと思いますが、今までやっぱり寄附行為ということで、そういったものについては人家連担とか受益があるものについては、市のほうで市道として認めるべきだということで進めてまいりましたので、今後もそういった形で進めるべきかというふうに考えてございます。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 何年前か、大関地域の中で路線の問題でいろいろ協議して、私もいろいろやったのですが、その条件に、例えば舗装までは今の個人の方のお持ちになっている私道を舗装までの道路の状況にして市側に寄附してくれみたいな、そういった条件なんかもつけられたり、いろいろやっぱりあったのです。その原状のまま、もしくはこうしてくれという条件という、今後ともそういう形になるのですか。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（伊与部善久君） その辺もいろいろ議論ございましたのですが、当然整備されたものでないままいただいて、それをまた市のほうで整備するというのは、市道でもなかなか整備がし切れていない状況の中で非常に厳しいということで、市道にするのであれば一定の整備されたもので、市が維持管理に経費がかからないような状況でいただくということで考えてございます。

○10番（本間清人君） ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第139号及び議第140号の2議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

午前11時10分まで休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第9 議第141号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第5号）

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第141号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第141号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成30年度村上市一般会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ12億3,200万円を追加し、予算の規模を375億1,480万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第10款地方交付税では普通地方交付税3億6,556万1,000円を、第14款国庫支出金では障害者自立支援給付費負担金、学校施設環境改善交付金などの追加により1億7,627万3,000円を、第15款県支出金では保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金などの追加により4,708万5,000円を、第17款寄附金ではふるさと納税寄附金で5,000万円を、第20款諸収入では過年度生活保護費等国・県負担金などで338万1,000円を、第21款市債では保健衛生総務債、学校教育施設整備事業債などにより5億8,970万円をそれぞれ追加をいたしました。

また、歳出におきましては、各款にわたり人事異動に伴う職員人件費の調整を行ったほか、第2款総務費では生活交通確保対策事業経費で生活交通確保対策補助金の追加費用や、企画一般経費でのふるさと納税寄附金決済手数料不足額などにより5,750万6,000円を、第3款民生費では障害者自立支援経費や生活保護経費での平成29年度扶助費の国返還金などで1億9,265万8,000円を、第4款衛生費では保健衛生総務経費での村上総合病院移転新築事業費補助金の追加などで1億7,276万5,000円を、第7款商工費では物産振興経費でのふるさと納税寄附者記念品代の追加などで2,922万3,000円をそれぞれ追加をいたしました。

第8款土木費では除雪対策経費に年度末までに不足が見込まれる除排雪委託料、急傾斜地崩壊対策経費に県に対する負担金などを追加したほか、市道整備事業経費の減額などを差し引き、1億6,198万8,000円を追加をいたしました。また、第9款消防費では防災対策一般経費での災害対応の

時間外勤務手当などで1,300万5,000円を、第10款教育費では国の補正予算（第1号）に伴う小・中学校の冷房設備対応経費などを追加し、国庫補助額の確定に伴う市内遺跡埋蔵文化財発掘調査事業経費を減額するなど、差し引き5億4,129万円を追加をいたしました。

また、第11款災害復旧費では追加復旧経費として187万9,000円を、第12款公債費では起債償還額の確定により76万3,000円を追加をいたしました。

さらに、第13款諸支出金ではふるさと納税寄附金の歳入増加により、その積立金として5,000万円を追加をいたしました。

第2条、債務負担行為の補正は、朝日地区老人クラブ介護予防事業利用者送迎業務委託料などの準備契約に係るものや、上海府デイサービスセンターほか4件の指定管理料を追加し、村上総合病院移転新築事業費補助金の補正に伴い、後年度の限度額を変更するものであります。

また、第3条、地方債の補正では、中学校の冷房設備対応に伴い、中学校債を追加し、同様に小学校債を変更するほか、村上総合病院移転新築事業費補助金の補正に伴う保健衛生債の変更などがあります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、ただいま議題となっております平成30年度村上市一般会計補正予算（第5号）の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置し、審査を行うこととしたいと思います。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程第1、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について、平成30年度村上市一般会計補正予算（第5号）の審査を行うため、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については決定をされました。

お諮りします。ただいま設置されました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議長において議長を除く全議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は、一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に選任をされました。

ただいま議題となっております議第141号については、予算付託表のとおり会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

日程第10 議第142号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）

議第143号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第144号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第145号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議第146号 平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第147号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議第148号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第149号 平成30年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第142号から議第149号までの8議案は、いずれも平成30年度各特別会計並びに上水道事業会計の補正予算であります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第142号から議第149号までの8議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第142号から議第149号までは、いずれも平成30年度特別会計補正予算についてであります。

最初に、議第142号は、平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出の総額にそれぞれ530万円を追加し、予算の規模を6億130万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金530万円を

追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で前年度分消費税の確定及び職員人件費の調整により126万円を、朝日地区及び神林地区施設維持管理経費の修繕料などに不足が見込まれるため405万9,000円をそれぞれ追加をいたしました。また、第3款予備費では1万9,000円を減額をいたしております。

次に、議第143号は、平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ350万円を追加し、予算の規模を60億9,900万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきましては、第7款繰入金で職員人件費の調整、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定により一般会計繰入金57万8,000円を、第8款繰越金では前年度繰越金のうち8万8,000円を、第9款諸収入では過年度分の国庫負担金等の追加交付により283万4,000円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で職員人件費の調整により1,075万2,000円を減額し、第2款保険給付費では一般被保険者高額療養費の不足が見込まれるため1,426万4,000円を追加をいたしました。

次に、議第144号は、平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ480万円を減額し、予算の規模を6億8,600万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で職員人件費及び事務費繰入金の調整により、一般会計繰入金480万円を減額いたしました。

歳出におきましては、職員人件費の調整により、第1款総務費で477万5,000円を減額し、第6款予備費では2万5,000円を減額いたしました。

次に、議第145号は、平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ390万円を減額し、予算の規模を81億8,250万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、配食サービス事業委託料の補正及び職員人件費の調整により、第1款保険料では150万9,000円を、第2款分担金及び負担金では40万5,000円を、第4款国庫支出金では252万3,000円を、第6款県支出金では126万3,000円をそれぞれ追加をいたしました。また、第8款繰入金では一般会計繰入金を960万円減額いたしました。

歳出におきましては、配食サービス事業委託料の増額と職員人件費の調整などにより、第1款総務費では1,081万6,000円を減額し、第3款地域支援事業費に696万3,000円を追加をいたしました。

次に、議第146号は、平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,390万円を減額し、予算の規模を46億4,060万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第3款国庫支出金では1,250万円を、第4款繰入金では一般会計繰入金50万円を、第7款市債では公共下水道事業債1,090万円をそれぞれ減額をいたしました。

歳出におきましては、第1款下水道費で職員人件費の調整を行ったほか、社会資本整備総合交付金事業の事業費の減額などにより2,398万7,000円を減額をいたしました。

次に、議第147号は、平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ30万円を減額し、予算の規模を12億320万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第4款繰入金で一般会計繰入金を30万円減額いたしました。

歳出におきましては、第1款集落排水費で職員人件費の調整により26万5,000円を減額いたしました。

次に、議第148号は、平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ300万円を追加し、予算の規模を4億3,570万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で793万8,000円を減額し、第5款諸収入では配水管移設工事に係る補償金と消費税還付金の確定により1,093万8,000円を増額をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で職員人件費の調整を行ったほか、消費税の確定による不用額を計上し、218万5,000円を減額いたしました。

また、第2款施設費では職員人件費の調整を行ったほか、配水管移設工事実施設計業務委託料の計上により393万5,000円を、第3款公債費では起債償還額の確定により125万円を追加をいたしました。

最後に、議第149号は、平成30年度上水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。収益的収入及び支出におきましては、収入において他会計補助金98万3,000円を減額し、総額11億6,645万2,000円といたしました。

また、支出につきましては、職員人件費の調整により101万5,000円を追加し、総額10億5,739万円といたしました。

資本的収入及び支出におきましては、収入に出資金20万4,000円を追加し、総額6億1,454万5,000円といたしました。

また、支出では、職員人件費の調整により7万9,000円を追加したことから、総額12億3,086万円となり、6億1,631万5,000円の不足となりました。この不足する額を当年度分消費税等資本収支調整額6,615万8,000円、当年度分損益勘定留保資金4億4,422万9,000円、減債積立金3,000万円及び建

設改良積立金7,592万8,000円で補填しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第142号から議第149号までの8議案については、予算付託表のとおり会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、6日から本会議を開き、一般質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦勞さまでございました。

午前11時28分 散 会